

平成 22 年 10 月 29 日

各 位

不祥事件発生のお詫びについて

但陽信用金庫

このたび、誠に遺憾ながら、当金庫元職員が在職中に、お客様のご預金を着服・流用するという不祥事件が発覚いたしました。

社会的および公共的な使命を担い、信用を第一とする金融機関として、このような不祥事件を発生させましたことを深く反省するとともに、ご迷惑をおかけしましたお客様をはじめお取引先の皆様に心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 不祥事件の概要

- (1) 事故者 当金庫元職員（男性、38歳、朝来支店 業務係長）
- (2) 事件の内容 飲食等の遊興費が嵩み消費者ローン等により工面していましたが、住宅を取得した頃から資金的に行き詰まり、顧客から預かった現金および普通預金から不正出金した金員を着服・費消したものです。
- (3) 発覚日 平成22年9月28日
- (4) 発覚の経緯 お客様から預金残高等について問い合わせがあり、内部調査を行い、9月28日、調査の結果をもって事故者を問い詰めたところ、お客様からお預かりしていた金員を着服していたことを認めました。
- (5) 発生期間 平成14年8月から平成22年9月
- (6) 発生店舗 姫路南支店、土山支店、福崎支店、朝来支店
- (7) 事故金額 6先 被害額 968万円 累計額 1,347万円
被害が発生しているお客様には、当庫が全額を賠償し、今後、事故者に請求していきます。

2. 被害を受けられたお客様への対応

ご迷惑をおかけしましたお客様には、個別にお伺いし着服の事実をお伝えしたうえで、深くお詫び申し上げます。ご理解いただきましたことに心より感謝申し上げます。

被害を受けられたお客様には、当金庫がその被害額全額を返還させていただきます。

3. 関係機関への届出等

不祥事件発覚後、近畿財務局および日本銀行への届出・報告を行いました。また、所轄の警察署に通報しております。

4. 関係者の処分

事故者は、平成22年10月22日付で懲戒解雇処分といたしました。

その他の関係役職員については、経営責任、管理・監督責任の所在を明らかにしたうえで、当金庫の関係諸規定に則り厳正に処分を行います。

5. 再発防止策等

今回の不祥事件の発生を厳粛に受け止め、このような事態が二度と発生しないよう再発防止策を策定し、法令等遵守態勢と内部管理態勢の充実・強化を図り、信頼回復に向け役職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

なお、本件に関しお気づきの点がございましたら下記にお問合せいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関するお問合せ先】

但陽信用金庫 総務部

電話番号 079-422-7721

受付時間 午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日は除く)

以上